

平成24年第3回紀の川市議会定例会 第1日

平成24年 9月3日（月曜日） 開 議 午前 9時28分

散 会 午前11時36分

◎議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
報告第 90号 丸栖財産区管理委員の選任について
議案第 91号 丸栖財産区管理委員の選任について
議案第 92号 丸栖財産区管理委員の選任について
議案第 93号 丸栖財産区管理委員の選任について
議案第 94号 丸栖財産区管理委員の選任について
議案第 95号 丸栖財産区管理委員の選任について
議案第 96号 丸栖財産区管理委員の選任について
議案第 97号 平池財産区管理委員の選任について
議案第 98号 平池財産区管理委員の選任について
議案第 99号 平池財産区管理委員の選任について
議案第100号 平池財産区管理委員の選任について
議案第101号 平池財産区管理委員の選任について
議案第102号 平池財産区管理委員の選任について
議案第103号 平池財産区管理委員の選任について
議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第105号 平成23年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第106号 平成23年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第107号 平成23年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第108号 平成23年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第109号 平成23年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第110号 平成23年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第111号 平成23年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第112号 平成23年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第113号 平成23年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第114号 平成23年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第115号 平成23年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第116号 平成23年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第117号 平成23年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第118号 平成23年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第119号 平成23年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第120号 平成23年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第121号 平成23年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第122号 平成23年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第123号 平成23年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第124号 平成23年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第125号 平成23年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第126号 平成23年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

- 議案第127号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第128号 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第129号 旧南丘家住宅条例の制定について
- 議案第130号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正について
- 議案第131号 紀の川市防災会議条例の一部改正について
- 議案第132号 紀の川市災害対策本部条例の一部改正について
- 議案第133号 紀の川市立保育所条例の一部改正について
- 議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第135号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第136号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第137号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第138号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第139号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第140号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第141号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第142号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第143号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第144号 平成24年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第145号 平成24年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第146号 平成24年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第147号 平成24年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第

1号)について

議案第148号 平成24年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第149号 平成24年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第150号 平成24年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第151号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について

議案第152号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第153号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第154号 財産の取得について

議案第155号 財産の取得の一部変更について（排水ポンプ車）

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高

地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行	代表監査委員	片山義孝

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開会 午前 9時28分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

残暑厳しい折、議員各位には平成24年第3回紀の川市議会定例会に出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、平成23年度決算認定をはじめ、人事案件、平成24年度各会計補正予算等、多数上程されており、また本日、一部採決もお願いしたいと思います。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、3番 原 延治議員より病氣療養のため、本定例会中の会議を欠席したい旨、届け出がありましたので御報告いたします。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成24年度第3回紀の川市議会定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番 阪中 晃君、7番 松本哲茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（西川泰弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る8月24日、議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議をいただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付している予定表のとおり、本日から9月28日までの26日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（西川泰弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、市長から平成23年度紀の川市健全化判断比率及び資金不足比率報告書の提出があり、お手元に配付をしておりますので、御確認願います。

その他の報告についても、書面をお手元にお配りしておりますので、報告にかえ御了承賜りたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第155号 財産の取得の一部変更について（排水ポンプ車） まで

○議長（西川泰弘君） 日程第4、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第155号 財産の取得の一部変更について（排水ポンプ車）までの69件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成24年第3回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

まずはじめに、4年に一度のオリンピック、ロンドンから聖火をともし、世界を照らしたスポーツの祭典、第30回夏季五輪競技大会は、204の国と地域から約10,500人の選手が参加されたということでございました。17日間、熱戦が展開され、全世界に勇気と感動を与え、去る8月12日に大会は幕を閉じました。今大会での日本のメダル総数は、2004年アテネ大会を上回る史上最多の38個に達しました。

今、日本は繰り返し発生する異常気象による記録的な豪雨・洪水等の甚大な被害と、国内外の経済状況等の影響により重苦しい時期に直面いたしておりますが、その状況を一新するような今回のオリンピックでの日本選手の活躍は、低迷と困惑する日本の社会と若者たちに大会スローガンのとおり、次世代に息吹と不撓不屈の精神を与え、全世界に日本の底力を示した輝かしい38個のメダルだと思われます。

私たちは、この五輪の精神を継承しつつ、行政にも生かしながら、明るく・力強く・夢と希望に満ちあふれた紀の川市のまちづくりに努めてまいりたいと考えてございます。

また、現在、ロンドンではパラリンピックが開催されております。日本選手の活躍を引き続き応援してまいりたいと思います。

話は変わりますが、先般、テレビ等で報道されております、教育界を震撼いたしましたいじめ問題については、生徒がみずから命を絶つという痛ましい結果となりました。この

問題については、市教育委員会において日ごろからいじめの実態把握や、未然防止等の取り組みを行ってございますが、今回の事件を受けて、いじめ問題への取り組みの徹底について、再度、管内小・中学校に通知し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて注意喚起と指導を行ったところございます。

また、新たに「紀の川いじめ相談ホットライン」を設置し、いじめを受けている子どもたちの相談に直接、教育委員会が応じる体制も整えてございます。

これからも、学校・地域・家庭がさらに連携を強化し、このような痛ましい事件を未然に防ぐように努めてまいりたいと考えてございますので、議員並びに関係各位の皆様方より一層の御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、過日の粉河まつり、市民まつり、防災総合訓練等におきましては、皆様方のお力添えで、滞りなく終えることができましたことを心よりお礼申し上げます。

それでは、本定例議会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、諮問3議案、財産区管理委員会の選任議案14議案、平成23年度決算の認定議案24議案、条例の制定、一部改正に係る議案6議案、平成24年度各会計補正予算に係る議案20議案、財産の取得議案1議案、財産の取得の一部変更議案1議案、計69議案であります。

その概要を申し上げます。

諮問第5号から諮問第7号の人権擁護委員候補者の推薦については、紀の川市人権擁護委員のうち、3名が平成24年12月31日に任期満了となるため、前川佳博君、谷脇誠君、保田一弥君を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

報告第90号から議案第96号までの丸栖財産区管理委員の選任については、丸栖財産区管理委員が平成24年9月28日任期満了となるため、松山雅一君、南勝君、山本武信君、田村剝章君、田村剝孝君、福浦孝君、川口忠明君をそれぞれ委員に選任いたしたく、丸栖財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第97号から議案第103号までの平池財産区管理委員の選任については、平池財産区管理委員が平成24年9月28日任期満了となるため、坂口徹雄君、中西茂博君、松浦浩君、南道男君、山田秀臣君、稲垣達雄君、矢森修君をそれぞれ委員に選任いたしたく、平池財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第127号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの24議案は、平成23年度各会計決算について、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認

定に付するものであります。

議案第128号 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、一定期間内に終了することが見込まれる業務に際し、任期を定めた職員の採用等に関する条例を制定し、必要事項を定めるものであります。

議案第129号 旧南丘家住宅条例の制定については、旧南丘家住宅を保存活用し、郷土の歴史及び文化に対する意識を深め、市民の文化的向上を目的とする条例を制定し、施設の設置及び管理等に関し、必要事項を定めるものであります。

議案第130号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正については、和歌山電鉄貴志川線大池遊園駅の自転車駐車場整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第131号 紀の川市防災会議条例の一部改正についてと、議案第132号 紀の川市災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第133号 紀の川市立保育所条例の一部改正については、安楽川保育所を民間移管するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第153号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの20議案については、決算繰越額並びに事業執行における過不足の調整による補正であります。

議案第154号 財産の取得については、老朽化した事務用パソコンを更新するための購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第155号 財産の取得の一部変更については、平成24年第2回紀の川市議会定例会で議決を経ました財産の取得において、排水ポンプパッケージの数量を変更することにより契約金額を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をさせますので、御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから諮問第5号から諮問第7号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明させていただきます。

議案書1ページでございます。

今回、人権擁護委員3名が来る平成24年12月31日をもって任期満了となりますので、保田一弥氏については再任を、また前川佳博氏、谷脇 誠氏については新たに人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく諮問をするものでございます。

人権擁護委員法では、市町村長はその市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されています。これにより議会の意見を求めるものでご

ざいます。

諮問第5号でございます。住所 紀の川市藤崎362番地2、前川佳博^{まえかわよしひろ}、生年月日 昭和22年4月24日生まれ、65歳でございます。

おめくりいただきまして、諮問第6号につきましては、住所 紀の川市切畑749番地、氏名 谷脇^{たにわき} 誠君^{まこと}、生年月日 昭和24年2月3日生まれ、63歳でございます。

3ページをお願いいたします。

諮問第7号につきましては、住所 紀の川市名手市場1310番地、保田一弥^{やすだかずや}、生年月日 昭和21年7月6日生まれ、66歳でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっています。

以上、諮問3件についてよろしくお願いいたします。

なお、3名の略歴等につきましては、議案書80ページから82ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、諮問第5号から諮問第7号の説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから議案第90号から議案第103号までの2財産区のそれぞれの管理委員の選任につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第90号から議案第96号までの丸栖財産区管理委員の選任についての7議案について、御説明申し上げます。

本7議案につきましては、いずれも提案理由が同じでございます。

議案書4ページからお願いいたします。

丸栖財産区管理委員が平成24年9月28日に任期満了になることに伴い、議案書にございますとおり、それぞれの方々を丸栖財産区管理委員に選任いたしたいので、丸栖財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第90号 丸栖財産区管理委員の選任につきましては、住所 紀の川市貴志川町丸栖648番地、氏名 松山雅一^{まつやまさいち}、昭和8年1月1日生まれ。

次に、議案書5ページの議案第91号につきましては、住所 紀の川市貴志川町丸栖1617番地1、氏名 南^{みなみ} 勝^{まさる}、昭和24年6月29日生まれ。

次に、議案書6ページの議案第92号につきましては、住所 紀の川市貴志川町丸栖858番地2、氏名 山本武信^{やまもとたけのぶ}、昭和20年4月3日生まれ。

次に、議案書7ページの議案第93号につきましては、住所 紀の川市貴志川町丸栖549番地2、氏名 田村剝章^{たむらよしあき}、昭和17年2月26日生まれ。

次に、議案書8ページの議案第94号につきましては、住所 紀の川市貴志川町丸栖376番地、氏名 田村剝孝^{たむらよしなか}、昭和10年12月11日生まれ。

次に、議案書9ページの議案第95号につきましては、住所 紀の川市貴志川町北山3

21番地、氏名 福浦^{ふくうら} 孝^{たかし}、昭和22年3月26日生まれ。

次に、議案書10ページの議案第96号につきましては、住所 紀の川市貴志川町丸栖759番地158、氏名 川口^{かわぐち}忠明^{ただあき}、昭和20年1月11日生まれ。

以上、7議案につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成24年9月29日から平成28年9月28日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴につきましては、議案書の83ページ、84ページに記載しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

引き続き、議案第97号から議案第103号までの平池財産区管理委員の選任についての7議案について御説明申し上げます。

本7議案につきましては、いずれも提案理由が同じでございます。

議案書11ページからお願いいたします。

平池財産区管理委員が平成24年9月28日に任期満了となることに伴い、議案書にございますとおり、それぞれの方々を平池財産区管理委員に選任いたしたいので、平池財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第97号 平池財産区管理委員の選任につきましては、住所 紀の川市貴志川町神戸513番地、氏名 坂口^{さかぐち}徹雄^{てつお}、昭和21年1月2日生まれ。

次に、議案書12ページの議案第98号につきましては、住所 紀の川市貴志川町神戸549番地、氏名 中西^{なかにし}茂博^{げひろ}、昭和28年1月24日生まれ。

次に、議案書13ページの議案第99号につきましては、住所 紀の川市貴志川町神戸676番地、氏名 松浦^{まつうら} 浩^{ひろし}、昭和17年7月25日生まれ。

次に、議案書14ページの議案第100号につきましては、住所 紀の川市貴志川町神戸757番地8、氏名 南^{みなみ} 道男^{みちお}、昭和26年1月15日生まれ。

次に、議案書15ページの議案第101号につきましては、住所 紀の川市貴志川町神戸526番地、氏名 山田^{やまだ}秀臣^{ひでおみ}、昭和26年9月17日生まれ。

次に、議案書16ページの議案第102号につきましては、住所 紀の川市貴志川町上野山326番地、氏名 稲垣^{いながき}達雄^{たつお}、昭和15年11月26日生まれ。

次に、議案書17ページの議案第103号につきましては、住所 紀の川市貴志川町上野山237番地2、氏名 矢森^{やもり} 修^{おさむ}、昭和24年1月12日生まれ。

以上、7議案につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成24年9月29日から平成28年9月28日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴につきましては、議案書の85ページ、86ページに記載しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、議案第90号から議案第103号まで一括して御説明させていただきました。御

審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 会計管理者 武田雅明君。

○会計管理者（武田雅明君）（登壇） 改めて、おはようございます。それでは、私のほうから議案書の18ページ、議案第104号 平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案書の39ページ、議案第125号 平成23年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの22議案について、一括して提案説明をさせていただきます。

平成23年度紀の川市各会計の歳入歳出決算については、去る8月の6日から8月の9日までの間に行われた監査委員による決算審査を受け、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

それでは、逐時、会計ごとに御説明をさせていただきたいと思いますが、会計数が多くなりますので、平成23年度紀の川市一般会計歳入歳出決算書、及び平成23年度紀の川市特別会計公益企業会計歳入歳出決算書に合わせて添付させていただいております、平成23年度決算主要施策の成果、その他の報告により御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、成果表の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、平成23年度会計別決算の主要の状況をごらんいただきたいと思います。

一般会計では、歳入総額325億1,495万9,250円、歳出総額316億9,945万722円、歳入歳出差引額は8億1,550万8,528円であります。

また、平成24年度へ繰り越した事業に充当する財源3億2,888万円を差し引いた実質収支は4億8,662万8,528円となっております。

また、住宅新築資金等貸付事業特別会計から平池財産区特別会計までの21の特別会計についても、実質収支が黒字であります。金額については省略させていただきたいと思います。後ほど、御高覧のほどよろしくお願いいたします。

次に、3ページ、4ページの平成23年度会計別歳入歳出決算の状況をごらんください。

まず、一般会計の歳入であります。予算現額と歳入決算額を対比する収入率は普通会計事業及び災害復旧事業において、国庫支出金、市債を充当した一部の事業が繰越となったために、98.7%となっております。

一方、歳出では予算現額と歳出決算額を対比する執行率については、厳しい財政状況を踏まえた中で、各費目とも適切な予算執行に努めたことや、また12事業を平成24年度に繰り越したために、全体で96.2%となっております。

続きまして、5ページの地方債の状況でございます。

まず、一般会計では平成23年度の発行額が51億7,810万円に対し、償還額が37億3,697万7,000円となっており、実質、14億4,111万2,300円増加し、平成23年度末現在高が342億7,478万5,000円となっております。

なお、平成23年度借入分は、全てが普通交付税に算入される起債であり、後年度にお

いても普通建設事業に充当できる合併特例債を有効に活用することで、実質償還額の軽減が図れるものと考えております。

また、6ページには特別会計の状況を記載しており、平成23年度の発行額は、公共下水道事業特別会計で7億7,660万円、簡易下水道事業特別会計では1億5,760万円であります。

続きまして、9ページから16ページにわたり、普通会計の状況を記載しております。

通常、地方公共団体の財政状況はこの普通会計がベースとなっております。紀の川市における普通会計では、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得事業特別会計の3会計で構成されております。

それでは、平成23年度の収支等について特徴点を御説明をさせていただきます。

平成23年度は、新庁舎建設事業費など普通建設事業費が前年度と比較して25億1,908万8,000円の大幅な増額により、歳入総額が325億4,800万9,000円、歳出総額が317億2,662万4,000円、ともに決算額が前年度を大きく上回っております。

収支の状況につきましては、実質収支で4億9,250万5,000円の黒字となりました。

また、単年度収支と実質単年度収支はともに赤字となっております。これは、実質収支額が減少したこと、また財政調整基金から4,906万1,000円を取り崩したことによるものでございます。しかし、減債基金へ4億5,522万2,000円を積み立てできたことから良好な決算状況であったと考えております。

続きまして、11ページ、12ページの歳入の状況をごらんください。

地方税では、前年度とほぼ同額の68億6,534万2,000円になりました。地方交付税では、普通交付税で公債費算入分の増加等の要因により、前年度と比較して2億613万7,000円の増額、国庫支出金では子ども手当負担金の増額等により、前年度と比較して6,443万3,000円の増額となっております。地方債では、普通建設事業費が増加したことにより、その財源となる地方債が増額となり、前年度と比較して19億9,290万円の増額、率にして62.6%の大幅な増額となっております。

続きまして、15ページ、16ページの性質別の歳出の状況をごらんください。

物件費では、電算システムの更新事業により前年度と比較して3億6,868万円の増額となりました。扶助費では生活保護費等の増加により、前年度と比較して3億269万3,000円の増額、また積立金では財政調整基金積立金が減少したことにより、昨年度と比較して12億1,258万6,000円の増額となりました。投資的経費のうち、普通建設事業費は新庁舎建設事業及び打田中学校校舎改築事業費が増加したことにより、昨年度と比較して25億1,908万8,000円の増額となっております。

続きまして、17ページの基金の状況をごらんください。

これは条例に基づき、設置している全会計分の基金の状況について、平成22年度末の

現在高から平成23年度末現在高までの推移について記載しております。普通会計では、減債基金へ4億5,522万2,000円と今後の財政運営を考慮し、積極的な積み立てを行った結果、前年度と比較して1億374万84円の増額、全会計では2,950万4,198円の減となっております。

以上、一般会計、普通会計を中心に決算状況について御説明をいたしましたが、各会計の款項目別ごとの決算内容については、担当課室に分け、歳入については収納実績に関する科目の予算現額、収入済額、事業等実施内容を、また歳出においては予算現額、支出済額、事業等実施内容を20ページ以降に記載してございます。

次に、平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率の状況であります。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の監査委員の審査に付した上で、議会の報告を公表しなければならないとされております。

それでは、健全化判断比率及び資金不足につきましては、別添の平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、健全化判断比率につきましては、いずれの比率においても早期健全化基準を大きく下回ってございます。次に、資本不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足額が生じておりません。

最後に、本市各会計の財政は非常に厳しい状況に置かれております。監査委員から指摘された審査結果を真摯に受けとめ、今後さらなる健全な財政運営に努めてまいることを申し上げ、提案説明を終わらせていただきたいと思います。

御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） おはようございます。それでは、私のほうから議案第126号及び議案第127号の2議案について説明をさせていただきます。

議案書40ページでございます。

まず最初に、議案第126号 平成23年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条の改正により、剰余金の処分につきましては条例で定めるか議会の議決を経て行うものと改正がされたため、水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、決算の認定につきましては、今までどおり地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは、特別会計、公営企業会計、歳入歳出決算書の204ページをお開きください。

204ページから207ページまでは、消費税込みによる収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の款項の区分による決算額でございます。

おめくりをいただきまして、206ページをお開きください。

資本的収支では、収入額が支出額に対し5億1,739万1,918円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補

填を行っております。

次に、208ページの損益計算書をお開きください。

損益計算書は、消費税抜きで表示をしております。下から3行目、当年度純利益は1,633万1,947円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして当年度未処分利益剰余金は5,042万4,923円となっております。

当年度純利益は、前年度に比べまして6,605万4,324円の減収となりました。この主な要因は、給水人口の減少に伴い給水量が減少したこと、また浄水設備や排水設備の修繕費が増加したこと等によるものでございます。

おめくりをいただきまして、209ページ、210ページをお開きください。

上段の表は、地方公営企業法の改正に伴い、新様式となりました剰余金計算書でございます。下段が剰余金処分計算書案で、議会の議決を求めるものでございます。先ほど御説明申し上げました当年度未処分利益剰余金5,042万4,923円のうち、2,000万円を減債積立金に処分をさせていただき、残りを繰越利益剰余金とする案でございます。

次に、211ページの貸借対照表をお開きください。

固定資産及び流動資産の資産合計は、122億6,197万2,806円となっております。

212ページをごらんください。

負債と資本の部でございます。負債合計は1億6,288万6,514円で、全部流動負債でございます。資本の部では資本金、剰余金、合わせまして資本合計は120億9,908万6,292円となり、負債・資本合計は122億6,197万2,806円で、先ほどの資産合計と合致をしております。

213ページ以降に決算附属資料を添付してございます。213ページには総括事項、215ページには業務実績、216ページに消費税抜きベースでの事業収支に関する事項を、217ページ、218ページには平成23年度に締結いたしました主な工事、219ページには起業債の状況について記載をしております。ごらんおきいただきますよう、お願い申し上げます。

水道事業会計につきましては、以上でございます。

次に、議案第127号 平成23年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、御説明申し上げます。

議案書41ページでございます。

地方公営企業法第32条の改正によりまして、剰余金の処分につきましては条例で定めるか、議会の議決を経て行うものと改正されましたため、工業用水道事業剰余金の処分について議会に議決を求めるとともに、決算の認定につきましては地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

特別会計、公営企業会計歳入歳出決算書238ページをお開きください。

238ページから241ページまでは消費税込みによる収益的収入及び支出、並びに資

本的收入及び支出の款項の区分によります決算額でございます。

240ページをお願いいたします。

資本的収支では、収入額が支出額に対し1,051万8,416円の不足が生じ、減価積立金で補填を行っております。

次に、242ページをお開きください。

損益計算書は、消費税抜きで表示をしてございます。下から3行目、当年度純利益は543万4,731円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金は3,683万3,625円となりました。当年度純利益は、前年度に比べまして984万3,828円の減収となっております。この要因は、排水機築造工事の完成に伴い、減価償却費並びに起業債利息が増加したことによるものでございます。

次に243ページ、244ページをお開きください。

上段の表は中央公営企業法の改正に伴い、新様式となりました剰余金計算書でございます。下段が剰余金処分計算書案で、議会の議決を求めるものでございます。先ほど御説明申し上げました当年度未処分利益剰余金3,683万3,625円のうち、2,000万円を減価積立金に処分させていただき、残りを繰越利益剰余金とする案でございます。

次に、245ページの貸借対照表をお開きください。

固定資産、流動資産の資産合計は5億2,504万7,270円となり、前年度とほぼ変わりございません。

246ページをごらんください。

負債合計は89万8,766円で、全て流動負債でございます。

資本の部では、資本金、剰余金合わせ資本合計は5億2,414万8,504円となり、負債資本合計は5億2,504万7,270円で、先ほどの資産合計と合致をしております。

247ページからは決算資料、補足資料でございます。247ページに業務の概況、248ページには業務実績、249ページに消費税抜きベースでの起業収支に関する事項、250ページには起業債の状況について記載をしてございます。

ごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案第128号、42ページをお願いいたします。

紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、提案理由につきましては、一定期間内に終了することが見込まれる業務に際し、任期を定めた職員の採用等に関する条例を制定し、必要な事項を定めるもので、平成27年度に開催される国民体育大会の業務に対応するため、一般職の任期付職員の採用制度について規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条では、この条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員の採用並びに給与の特例を定めるとしてございます。

第2条から第4条にかけて、任期付職員の区分、採用方法などを定めており、第2条では高度な専門的知識を有する者を一定期間活用することが特に必要な場合、また専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要な場合は、選考により任期を定めて、特定任期付職員として採用できる旨を規定しています。特定任期付職員は、職種として医師、弁護士などが該当いたします。

下から2行目の第3条では、一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事する場合、また一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務に従事する場合は、任期を定めた任期付職員を採用できる旨を規定しています。この任期付職員の具体的な職種としては、国民体育大会期間中に採用する職員などが該当いたします。

次のページをお願いします。

第4条では、第3条第1項に規定する業務で、短時間勤務に従事する場合、また住民に対するサービスの提供体制の充実を図る場合に、任期付で短時間勤務職員を採用できる旨を規定しています。想定される職種として、延長保育に係る保育士などが該当いたします。

第5条、第6条では、任期の特例、任期の更新について規定しております。

次のページをお願いいたします。

第7条では、特定任期付職員の給与等について、第8条では任期付職員等、任期付短時間勤務職員の給与等について定めております。給料月額につきましては、次のページの別表第1、別表第2に規定する額でございます。

なお、附則で施行日を平成24年10月1日からとしております。

以上、議案第128号の内容理由でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） それでは、議案第129号 旧南丘家住宅条例の制定について、御説明申し上げます。

旧南丘家住宅の設置及び管理等に関し、別紙のとおり制定するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、旧南丘家住宅を保存・活用し、郷土の歴史及び文化に対する意識を深め、市民の文化的向上を目的とする条例を制定し、施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるため、行うものでございます。

次のページをごらんください。

第1条は、この条例の趣旨を明らかにしたものでございます。

48ページでございます。

第2条では、名称と位置を明確にしております。

第3条では、対象となる施設を規定してございます。

第4条につきましては、施設の管理を紀の川市教育委員会が行う旨、規定しています。

第5条では、各号においては入場を制限する場合を規定してございます。

第6条第1項では、施設設備の利用後は、原状回復するとともに搬入した物件を撤去しなければならない旨、規定するものです。第2項では、利用者が原状回復しない場合について規定してございます。

第7条では、利用者が施設設備に損害を与えた場合について規定してございます。

第8条は、規則への委任となつてございます。

附則としまして、この条例は平成24年11月1日から施行するものでございます。

以上、議案第129号、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） それでは、議案第130号の補足説明をさせていただきます。

議案書50ページをごらんください。

議案第130号 紀の川市自転車駐車場条例の一部改正について

提案理由といたしましては、和歌山電鉄貴志川線大池遊園駅の自転車駐車場整備に伴い、所要の改正を行うものでありますが、大池遊園につきましては、特定の駐輪スペースが確保できていない状況でございましたので、駅を利用いただきやすくするため、今回、新たに収容台数25台の自転車駐車場を整備したものでございます。

51ページをごらんいただきたいと思います。

紀の川市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条の表に名称として「大池遊園駅自転車駐車場」、位置といたしまして紀の川市貴志川町長山1271番地1、収容台数25台を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、87ページに議案第130号の資料として新旧対照表、また88ページに位置図を添付してございますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上で、議案第130号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案第131号 紀の川市防災会議条例の一部改正について、提案の補足説明をさせていただきます。

紀の川市防災会議条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次の53ページの改正本文をお願いいたします。

第2条の改正は、東日本大震災から得られた教訓を生かすために、市防災会議の所掌事務に第2項として、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること、第3項として重要事項に関し、市長に意見を述べることを追加するとともに、第3条第9号に多様

な市民の意見が反映されるよう、自主防災組織を構成する者、または学識経験者を会議の委員として追加することの見直しを行うものでございます。

89ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

続いて、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第132号 紀の川市災害対策本部条例の一部改正について

同じく災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

次のページの改正本文をお願いいたします。

災害対策基本法の中で、災害対応は災害対策本部が担うことと明確化されており、市町村災害対策本部設置についての規定が第23条から第23条の2になることに伴い、条項ずれの改正を行うものでございます。

89ページから90ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

総務部からは以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから議案第133号 紀の川市立保育所条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

議案書の56ページでございます。

今回、提案させていただきます保育所条例の一部改正は、紀の川市公立保育所再編計画に基づき、安楽川保育所を平成25年度より民間に移管するため、保育所条例の一部を改正し、条例の別表より安楽川保育所の項を削るものです。

57ページは条例の一部を改正する条例で、この条例は平成25年4月1日より施行するものです。

91ページに条例の新旧対照表を資料として載せております。ごらんおきをいただきたいと思えます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、58ページ、議案第134号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の予算書、平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）の1ページをお開き願います。

平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出5億4,135万円を追加し、予算の総額を338億9,155万4,000円とする旨、規定しております。

第2項においては、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしております。

第2条は、債務負担の追加規定、第3条は、地方債の追加及び変更の規定でございます。
2ページをお開き願います。

第1表 補正の歳入でございます。市税で4,000万円の増額、地方特例交付金84万7,000円、地方交付税で1億85万3,000円、分担金及び負担金で1,516万6,000円の増額。国庫支出金が6,605万9,000円、県支出金2億9,853万9,000円、それぞれの増額でございます。繰入金が5億7,539万4,000円の減額、繰越金4億3,662万8,000円、諸収入9,805万2,000円、市債6,060万円のそれぞれ増額、補正額5億4,135万円、補正後の歳入合計338億9,155万4,000円となります。

続きまして、4ページ、歳出でございます。

総務費2億5,460万3,000円、民生費1億1,943万円、衛生費5,855万円、農林業費7,929万6,000円、商工費870万6,000円はそれぞれ増額、土木費4,188万8,000円の減額、消防費698万8,000円、教育費469万1,000円、災害復旧費5,097万4,000円のそれぞれ増額、合わせて5億4,135万円、歳出合計338億9,155万4,000円となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表といたしまして、新たに債務負担行為を設定しております。庁舎総合管理委託として期間につきましては。平成25年度から平成27年度まで、限度額1億3,630万円でございます。

7ページをお願いいたします。

地方債補正の内容でございます。新たに公共土木施設災害復旧事業で760万円を追加し、臨時財政対策債を13億1,300万円に変更しております。

11ページをお願いいたします。

歳入の補正で、主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税、1項市民税2,300万円の増額で、当初賦課による増額が見込まれるため、個人市民税所得割でそれぞれ増額をしております。

2項固定資産税1,300万円の増額、家屋については新增改築家屋の増加、償却については設備投資の増加によるものでございます。

5項の都市計画税400万円の増額につきましても、新增改築家屋の増加が増額の主な理由でございます。

1つ飛びまして、10款地方交付税につきましては、普通交付税で1億85万3,000円の増額です。合併特例債の公債費償還額に係る基準財政需用額の増が増額の主な要因でございます。

続きまして、12款の分担金及び負担金、1項分担金のうち2目農林業費分担金は、いずれも平成23年度繰越事業に係る地元分担金でございます。

3目災害復旧費分担金1,171万7,000円は、現年過年発生の農地及び農業用施設災害復旧事業に係る地元分担金であります。

続きまして、2項の負担金は保育所保育料が所得の確定により決定いたしましたので、1,066万6,000円の減額としております。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金5,074万8,000円の増額、このうち障害児施設給付費等負担金6,275万1,000円につきましては、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、また一部の事務が県から市に移譲されたことにより増額としております。

次の13ページをお願いいたします。

2目の災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業負担金で事業費の3分の2の補助率でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金2,308万1,000円の増額、このうち後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金は、和歌山県後期高齢者医療広域連合会負担金の確定による減額であります。障害児施設給付費等負担金は、国庫補助金と同じ理由により3,137万5,000円の増額としております。

2項県補助金の1目総務費県補助金、新庁舎の木製貯水槽設置に係る補助金であります。

2目の民生費県補助金779万2,000円のうち、地域支え合い連携対策構築事業補助金350万円は県の100%補助金でございます。また、新体系定着支援事業補助金は新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するための補助金でございます。

2節の地域子育て特別支援等事業費補助金も県の補助率100%の事業で、地域の実情に応じた子育て支援の取り組みを支援するための補助金でございます。

続いて、4目労働費県補助金774万5,000円は県の緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金で、歳出で合わせて5件の事業費を補正しております。

5目農林業費県補助金7,059万1,000円の増額です。このうち、新規就農支援総合事業補助金6,545万円は、国が県を通して100%の補助率で青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため実施する事業でございます。また、農地集積協力金交付事業補助金も100%の補助率で農地集積に協力する農業者等に対して協力金を交付する事業でございます。

次の6目商工費県補助金134万4,000円、同じく県の100%補助でございます。

一つ飛びまして、11目災害復旧費県補助金1億8,743万6,000円、今年度発生した豪雨による災害に対する補助金のほか、平成23年度からの施越し事業について補助金が確定しましたので、新たに計上をしております。

18款の繰入金587万5,000円については、住宅新築資金等貸付事業特別会計の繰越額を全額一般会計で受け入れをするものです。

15ページをお願いいたします。

2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は、今回の歳入歳出の調整の結果、減額としてお

ります。

19款の繰越金は、前年度繰越金の確定による計上であります。

20款諸収入、5目雑入、1目雑入のうち366万2,000円は、前年度社会福祉協議会補助金の精算金であります。

2目の過年度収入2,412万2,000円は、前年度の子ども手当等の国・県負担金精算による収入でございます。

21款市債については、7目臨時財政対策債5,300万円の増額、災害復旧債として760万円を新たに計上しております。

以上が、歳入の主な内容でございます。

次に、歳出でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、2目人事管理費、4節152万7,000円は、東日本大震災により地方公務員災害補償基金の資金が不足しているため、各市町村でその不足分を負担するものでございます。

次の3目の文書公布費186万7,000円は、県の緊急雇用創出事業の採択を受けまして新書庫への公文書移管業務等を行う経費のほか、1節報酬で情報公開条例に基づく異議申し立てについて、今後予定される委員会開催分の委員報酬を計上しております。

6目財産管理費518万5,000円、本年度の各種委託料の契約金額の確定について減額するとともに、平成25年1月から新たに新庁舎のさまざまな管理業務が発生いたしますので、効率的で包括的な管理を行うため、個別委託ではなく一括する総合委託方式に係る経費として1,091万9,000円を計上してございます。

17目基金費、減債基金積立金は2億4,400万円を計上しており、これは地方財政法第7条の規定による積み立てでございます。

2項徴税费、2目賦課費202万4,000円、県の緊急雇用創出事業の採択を受け、それぞれ事務経費に係る経費を計上してございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4項障害児自立支援費は9,445万円の増額です。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正による予算の組み替えのほか、県からの事務移譲による経費を増額としております。

続きまして、5目の老人福祉費302万1,000円の増額です。この中には、新規事業として県の100%の補助を受け、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方々が安全で安心な生活ができるよう地域の見守り対策のきっかけづくりを図る事業として、350万円を計上してございます。

19ページをお願いいたします。

8目の後期高齢者医療費698万5,000円の減額です。和歌山県後期高齢者医療広域連合会への納付金が確定したことによる減額でございます。

次のページの2項児童福祉費、6目の児童福祉施設費、補正額29万1,000円のう

ち、12節15万3,000円は保育所給食食材の放射能測定検査料でございます。

次の3項生活保護費につきましては、国庫支出金の返還金でございます。

次の21ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費80万1,000円の増額、19節でピンクリボンキャンペーン推進本部事業補助金として市内中学生を対象にしたがん教育に係る特別授業に要する経費を増額措置しております。

2目予防費2,577万2,000円の増額、ポリオの定期予防接種における不活性ワクチンの導入に伴いまして、所要の経費を増額しております。

4目の保健福祉センター費は、那賀保健福祉センターの改修事業費でございます。

5目環境衛生費277万3,000円、引き続き県の緊急雇用創出事業の採択を受けまして、不法投棄防止の啓発、パトロール、撤去業務に係る経費を増額しております。

7目の水道事業費767万3,000円の減額ですが、19節で飲料水供給施設事業補助金として62万6,000円を増額しております。

28節繰出金は、今回の補正による会計間の調整であります。

2項清掃費、1目清掃総務費は、紀の海広域処理施設整備事業の変更による増額です。

2目塵芥処理費2,455万円は、打田美化センター、那賀アメニティセンターのそれぞれの緊急の修繕工事費でございます。

それから、6款農林業費、1項農業費、3目農業振興費356万5,000円の補正額のうち、農村漁村交流活性化支援事業補助金は、県の100%の補助を受けまして県内の他市町村小学生が農業体験をする際の受け入れ協議会の補助金であります。

それから、農産加工施設等整備事業補助金は、あんぼ柿の加工グループが購入する乾燥機等経費の補助金でございます。

5目の農業経営基盤強化促進対策事業6,818万円のうち、19節の新規就農総合支援就業青年就農給付金につきましては6,525万円、この事業は原則45歳未満で農業経営者を希望する青年就農者に対して、就農初期段階において年間150万円の給付金を交付する事業で、本年度は半期分75万円の給付を基礎に予算計上しております。

次の農地集積協力金285万円は、農地集積に協力する農業者に対して協力金を交付する経費でございます。

次のページをお願いします。

10目の農業施設整備事業費については、6月の豪雨による農業用施設34カ所の補修費補助金として830万円を計上してございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費134万4,000円、県の100%の補助を受けまして消費者行政事務事業に係る経費を計上しております。

3目観光振興費153万3,000円、県の緊急雇用創出事業の採択を受けて、魅力的な観光事業を整えるための経費でございます。

次の4目の観光施設費582万9,000円、6月の豪雨により被害を受けた秋葉山公

園の修復事業のほか、市内観光施設の工事費を計上しております。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路橋梁維持費625万5,000円、6月7月の豪雨により発生した災害のうち、崩土撤去等に要する経費を計上してございます。

3項河川費、3目砂防費60万円、中鞆渚地内のがけ崩れ対策として実施する経営事業負担金でございます。

9款の消防費、1項消防費698万8,000円、消防組合の人件費の増額により補正をしてございます。

次の25ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育諸費145万2,000円、県の100%の補助を受けまして、教職員を対象に虐待防止の講演会等を開催する経費であります。

それから、5項社会教育費の7目生涯学習推進費60万円については、新規事業として実施する生涯学習フェスティバルの開催経費で、市文化祭を統一して実施するための措置として実施をいたします。

6項保健体育費、5目学校給食費179万円、那賀給食センターの屋外型温水器の購入経費であります。

11款の災害復旧費、1項の農林施設災害復旧費、1目農地災害復旧費1,185万9,000円、2目の農業用施設災害復旧費1,593万円、3目の林業施設災害復旧費330万円はいずれも6月の豪雨災害による復旧事業の経費として予算措置をしてございます。

次の、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費も同じく6月の豪雨及び台風4号により被災した市道の復旧経費でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時00分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、提案説明を続けます。

建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、私のほうから議案第135号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをごらん願います。

平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587万5,000円を追加し、

歳入歳出それぞれ4,087万5,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書6ページにございますように、歳入では4款繰越金、1項繰越金での前年度繰越金の額の確定に伴う増額補正の計上でございます。

次に7ページの歳出につきましては、1款土木費、1項住宅費での一般会計繰出金へ前年度繰越金の全額を増額補正するものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、私のほうから議案第136号、議案第137号の2件について、御説明させていただきます。

まず、議案第136号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,883万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,383万3,000円とするものでございます。補正の款項の区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

7ページをごらんおきいただきたいと思います。

まず、1款国民健康保険税は本算定によりまして、1項1目一般被保険者保険税現年度分で2,888万円の減額、1項2目退職被保険者等保険税現年度分で1,750万3,000円の減額、3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目介護納付金負担金、4目後期高齢者支援金負担金の額につきましては、確定による補正でございます。

次に、8ページ、4款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分は、退職被保険者保険税現年度分で1,750万3,000円の減額が見込まれることから、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額措置するもので、2節過年度分につきましては、前年度交付金の確定によります追加交付額1,663万5,000円の増額措置するものでございます。

5款後期高齢者交付金は額の確定に伴い、9,408万3,000円を増額措置するものです。

9ページをお願いします。

9款繰入金、3項基金繰入金1億673万9,000円の減額補正は、平成23年度決算に伴う繰越金が発生いたしましたので、財源の組み替え措置を講ずるものでございます。

10款繰越金につきましては、前年度の決算に伴います繰越金の補正でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページからお願いいたします。

3款後期高齢者支援金と4款前期高齢者納付金と6款介護納付金、7款共同事業拠出金につきましては、本年度の支援金、納付金、拠出金が確定されたことに伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

9款基金積立金は国民健康保険事業運営基金へ7,670万円の積み立て補正を、11款諸支出金につきましては、平成23年度療養給付費等国庫負担金等に超過交付が発生したことにより返還措置を講ずるため、5,429万9,000円の補正をお願いするものであります。

続きまして、議案第137号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

別冊の補正予算書、1ページをごらんいただきたいと思います。

今回、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億13万9,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分ごとの金額、並びに歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

2ページ、3ページが「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

6ページからの事項別明細書をお願いいたします。

歳入では、広域連合からの分布金の通知によりまして、1款保険料、現年度分保険料699万4,000円の減額、また3款繰入金、1項一般会計繰入金の1節事務費繰入金451万2,000円の減額、2節保険基盤安定繰入金305万6,000円の減額、3節療養給付費繰入金については68万円を増額措置するものです。

4款繰越金につきましては、平成23年度決算に伴います繰越金1,089万7,000円を補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の本年度概算の納付額の確定に伴う所要の補正でございます。

以上、議案第136号、議案第137号の説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、議案書62ページをお開き願いたいと思います。

議案第138号 平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の介護特会の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところ

ろでございます。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ572万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ57億3,172万9,000円とするものでございます。また、補正後の歳入歳出のそれぞれの区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正の主な内容にいたしましては、平成23年度介護給付費等の実績に伴う国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の精算による補正で、その給付財源を準備基金に充当することにより、基金繰入額の減額をお願いするものでございます。

また、歳出の地域支援事業費システム開発委託料の増額につきましては、包括支援センター直営化に向け、新庁舎への移管がえ、移設がえに伴う補正でございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、議案第139号から議案第141号までの3議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第139号 平成24年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,413万円を減額し、歳入歳出それぞれ16億7,687万円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書6ページにございますように、歳入では7款繰越金の確定による増額補正と、6款1項一般会計繰入金の減額補正を計上いたしてございます。

次に、7ページの歳出でございますが、1款総務費、2款事業費につきましては、4月の人事異動により職員1名の減による給料等を減額させていただき、3款公債費につきましては、平成23年度に借り入れた市債額及び利率の変更に伴う減額補正の計上でございます。

続きまして、議案第140号 平成24年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,809万9,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書の6ページにございますように、歳入では5款繰越金の確定による増額補正と、4款2項基金繰入金の減額補正を計上いたしてございます。

次に、7ページの歳出でございますけれども、3款予備費の減額補正の計上でございます。

次に、議案第141号 平成24年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3,269万9,000円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書の6ページにございますように、まず歳入では、5款繰越金の確定による増額補正と、4款繰入金の減額補正を計上いたしてございます。

次に、7ページの歳出でございますけれども、3款予備費の減額補正を計上いたしてございます。

以上、3議案につきまして御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、議案第142号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の簡易水道事業補正予算書、1ページをお開きください。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ27万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億3,072万6,000円に補正をお願いするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

補正の内容につきましては、補正予算事項別明細書4ページをお開きください。

まず歳入ですが、4款繰入金の減額につきましては、基金残高及び前年度からの繰越額の確定、並びに起債償還額の確定に伴い、一般会計繰入金の調整を行うものでございます。

歳出につきましては、5ページをごらんください。

1款衛生費につきましては、人事異動に伴う減額補正を、2款の公債費につきましては、平成23年度の起債借入額並びに借り入れ条件の確定に伴う所要の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから議案書67ページの議案第143号 平成24年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）から、議案書75ページの議案第151号 平成24年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についての9議案について、御説明申し上げます。

本9議案につきまして、一括して御説明させていただきます。

別冊で添付しています各補正予算書にございますように、池田財産区、それと長田竜門財産区特別会計を除く7財産区特別会計につきましては、前年度決算における繰越金の補

正に伴い、歳入で財政調整基金繰入金の減額、それと歳出で財政調整基金積立金としてそれぞれ予算調整を図ったものでございます。

また、議案第143号 紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）におきましては、歳出において工事請負費で作業道の舗装整備費を増額し、補助金では新規に池田小学校への体育設備補助と、なるき保育所への備品購入補助を予算措置しております。

次に、議案第144号 平成24年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）におきましては、大字交付金を計上させていただいてございます。補正額につきましてはそれぞれの補正予算書に、またその詳細につきましては附属する説明書にそれぞれ示してございますので、ごらんおきいただきますようお願い申し上げます。

以上、9議案につきまして御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 水道部長 今井辰巳君。

○水道部長（今井辰巳君）（登壇） それでは、私のほうから議案第152号及び議案第153号の2議案について、御説明させていただきます。

別冊の水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第152号 平成24年度紀の川市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の予定額から30万9,000円を、収益的支出の予定額から61万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、3条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予定額に12万8,000円を、資本的支出の予定額に25万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

補正の内容につきましては、平成23年度に借り入れた起債の借入額並びに借り入れ条件の確定による償還元金及び償還利息の変更、また、それに伴う一般会計繰入金の調整でございます。

続きまして、議案第153号 平成24年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

別冊の工業用水道事業会計補正予算書、1ページをお願いいたします。

第2条の収益的支出につきましては、収益的支出の予定額に84万4,000円を増額するものでございます。

補正の内容につきましては、担当職員の人件費に変更が生じたためでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） それでは、議案第154号の補足説明をさせていただきます。

議案書、78ページをごらんください。

議案第154号 財産の取得について、財産を取得したいので議会に議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1として、財産の名称、数量は職員用情報系パソコン194台。

2 取得の方法につきましては、指名競争入札による取得。

3 取得価格は、3,358万9,500円。

4 契約の相手方につきましては、和歌山県紀の川市貴志川町神戸893番地の3 有限会社 カワカミ 代表取締役 河上泰三 でございます。

提案理由につきましては、老朽化した事務用パソコンを更新するため、財産の取得の議決を求めるものでございます。

なお、92ページに議案第154号の資料として、指名競争入札参加者一覧を掲載しておりますので、参考にしてください。

以上で、議案第154号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから議案第155号 財産の取得の一部変更について、御説明申し上げます。

議案書、79ページをごらんください。

平成24年第2回紀の川市議会定例会において議決を経た財産の取得、排水ポンプ車の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記 3の取得価格を金8,100万円に変更をお願いするものでございます。なお、現取得価格7,276万5,000円に対しまして、823万5,000円の増額でございます。

提案理由としまして、平成24年第2回紀の川市議会定例会で議決を経ました排水ポンプ車2台に、今回、毎分5立方メートルの排水能力のある排水ポンプパッケージ1基を追加取得するものでございます。追加取得する排水ポンプパッケージ1基の機材項目につきましては、議案書93ページの議案第155号、資料に記載しております追加項目の内容となっております。今回、追加の排水ポンプパッケージ1基を含め、3カ所での排水活動が可能となり、機動的な配備が容易となるとともに排水能力が高まり、湛水被害などの軽減を図ることができます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） なければ、ただいま提案理由の説明がありました議件のうち、議案第104号から議案第127号までの平成23年度各会計決算について、監査委員より

それぞれ決算審査意見書が提出されており、本日、議長において監査委員の出席を求めていますので、代表監査委員に監査報告をしていただきます。

代表監査委員 片山義孝君。

○代表監査委員（片山義孝君）（登壇） こんにちは。監査委員の片山義孝です。

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成23年度決算審査の結果を御報告いたします。

去る8月6日から8月10日まで5日間をかけまして、監査委員の岡田委員、杉原委員と3人で、紀の川市長より審査に付された平成23年度紀の川市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、並びに平成23年度紀の川市公営企業会計、すなわち水道事業会計と工業用水道事業会計の決算審査、さらに財政運営の健全化及び公営企業の経営健全化の審査を行ったところ、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、違法並びに錯誤を認めず、その計数等は符合して正確であり、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われておりましたので、ここに御報告を申し上げます。

さらに、これらの決算審査と合わせて健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率においては、全て早期健全化基準及び経営健全化基準を大きく下回り、本市の財政状況は良好な状態にあると認められます。

なお、各会計歳入歳出決算の状況、及びにこれらについての審査に関する結果と審査意見書は、先にお配りをいたしております3部の小冊子にまとめさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

さて、平成23年度は、例年より財政規模は大きくなっており、その主な要因として、歳入については普通建設事業の財源となる合併特例債の借入額の増加によるものであり、歳出については、新庁舎建設工事、打田中学校校舎改築工事及び粉河中学校移設改築工事の普通建設事業費の増加によるものでありました。

また、自主財源の根幹をなす市税につきましては、人口の減少や雇用状況が依然として厳しい中であって、微減にとどまっているという決算状況でございました。

東日本大震災の影響による経済活動の停滞から緩やかながら回復傾向を示してきた中で、台風12号による和歌山県全域への大きな被害、また電力供給の先行きの不透明感、そして円高の影響が現在も続いており、今後とも厳しい財政状況が予想されます。そのため、間近に迫った合併特例債の終了を見据えた上で、市民ニーズの検討を十分に行い、実施事業の有効性をあらゆる面から検証し、限られた財源の中で効率化を進め、自主性・自立性の高い財政運営の実現を期待いたします。

以上が、平成23年度各会計の決算審査と財政運営の健全化及び公営企業の経営健全化の審査結果についての監査委員の意見といたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） 監査報告ありがとうございました。

以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第5号から諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第90号から議案第96号 丸栖財産区管理委員の選任について、議案第97号から議案第103号 平池財産区管理委員の選任についての計17件は人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに、質疑、採決まで、行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号から諮問第7号、議案第90号から議案第103号の計17件については、本日直ちに、質疑、採決まで行うことに決しました。

これより、諮問第5号から諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてに対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

これより、順次、採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第5号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第6号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第6号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

諮問第7号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第7号は原案のとおり適任者とすることに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続きまして、議案第90号から議案第96号 丸栖財産区管理委員の選任について、質疑、採決を行います。

これより、議案第90号から議案第96号までの7議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第90号から議案第96号 丸栖財産区管理委員の選任についての7議件は、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第90号から議案第96号 丸栖財産区管理委員の選任についての7議件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号から議案第96号までの7議案については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（西川泰弘君） 続きまして、議案第97号から議案第103号 平池財産区管理委員の選任について、質疑、採決を行います。

これより、議案第97号から議案第103号までの7議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第97号から議案第103号 平池財産区管理委員の選任についての7議件は、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第97号から議案第103号 平池財産区管理委員の選任についての7議件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号から議案第103号までの7議案については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（西川泰弘君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

念のため、申し添えますが、議案第154号 財産の取得についてと、議案第155号 財産の取得の一部変更については、9月7日の金曜日の本会議で採決を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

あすは議案精査日のため休会とし、9月5日水曜日午前9時30分より再開いたします。御苦労さまでした。

（散会 午前11時36分）